

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

1 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構成

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		看護巡回による大規模訪問が行われる場合	高齢者虐待防止対策実施要綱	医師継続認定事業加算	定評サービス利用者の課税(1日につき)	事業所から一級物の利用者が利用するサービス提供加算	特別地域定評訪問介護看護加算	中山間地域新に設けられるサービス提供加算	中山間地域新に設けられるサービス提供加算	算定加算(Ⅰ)	算定加算(Ⅱ)	特別算定加算	ケア・プログラム加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	×96/100	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +323単位	1月につき +315単位	1月につき +500単位 又は (Ⅰ)の場合 +250単位	死亡日及び 葬二日前 は自室内に 2日以上 ケア・プログラ ムを付けた 場合 1月につき +250単位	
		要介護2 (9,720 単位)											
		要介護3 (16,140 単位)											
		要介護4 (20,417 単位)											
		要介護5 (24,692 単位)											
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)											
		要介護2 (12,413 単位)											
		要介護3 (18,948 単位)											
		要介護4 (23,358 単位)											
		要介護5 (28,288 単位)											
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)													
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)		基本夜間訪問サービス費 (1月につき 969単位)											
		定期巡回サービス費 (1日につき 372単位)											
		随時訪問サービス費(Ⅰ) (1日につき 567単位)											
		随時訪問サービス費(Ⅱ) (1日につき 764単位)											
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1日につき +30単位)											
ホ 施設転入前後加算 一休施設内巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要なのみ 算定可能(イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1日につき +600単位)											
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を算定) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を算定)											
ト 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)											
チ 認知症専門ケア加算		(1) イ又はロを算定している場合 (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位) (2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)											
リ 認知症強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1日につき +50単位(1月に1回を算定))											
ヌ サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位) (2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき +22単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき +18単位) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき +6単位)											
11 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき →前年度比×245/100)											
12 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき →前年度比×224/100)											
13 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき →前年度比×182/100)											
14 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき →前年度比×145/100)											
15 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき →前年度比×227/100)											
16 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)		(1月につき →前年度比×205/100)											
17 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)		(1月につき →前年度比×200/100)											
18 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)		(1月につき →前年度比×187/100)											
19 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)		(1月につき →前年度比×184/100)											
20 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)		(1月につき →前年度比×163/100)											
21 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)		(1月につき →前年度比×163/100)											
22 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)		(1月につき →前年度比×159/100)											
23 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)		(1月につき →前年度比×142/100)											
24 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)		(1月につき →前年度比×139/100)											
25 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)		(1月につき →前年度比×121/100)											
26 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)		(1月につき →前年度比×118/100)											
27 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)		(1月につき →前年度比×100/100)											
28 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)		(1月につき →前年度比×75/100)											

※ 「特別地域定評訪問介護看護加算」「中山間地域新に設けられるサービス提供加算」「施設転入前後加算」「特別算定加算」「ケア・プログラム加算」
 「認知症強化加算」「生活機能向上連携加算」「総合マネジメント体制強化加算」「サービス提供体制強化加算」は、定額加算であり、算定加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)では、定額加算算定の対象外の算定項目。
 ※ 事業所単位・事業所別訪問介護看護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の1単位は、1人1日につき1単位を1単位とする。支給対象事業所の定額の90%、高評価事業所の単位数を算入。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅼ)は、令和7年4月1日から適用する。

【例】1 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の算定
 1000名 × 245/100 = 2450単位
 1000名 × 224/100 = 2240単位
 1000名 × 182/100 = 1820単位
 1000名 × 145/100 = 1450単位
 1000名 × 227/100 = 2270単位
 1000名 × 205/100 = 2050単位
 1000名 × 200/100 = 2000単位
 1000名 × 187/100 = 1870単位
 1000名 × 184/100 = 1840単位
 1000名 × 163/100 = 1630単位
 1000名 × 163/100 = 1630単位
 1000名 × 159/100 = 1590単位
 1000名 × 142/100 = 1420単位
 1000名 × 139/100 = 1390単位
 1000名 × 121/100 = 1210単位
 1000名 × 118/100 = 1180単位
 1000名 × 100/100 = 1000単位
 1000名 × 75/100 = 750単位

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	24時間通報対応加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域夜間対応型訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)							
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)							
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(V)								(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)
									(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)
									(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)
									(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)
									(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)
									(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)
									(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)
									(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)
									(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)
									(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)									
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)									
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)									
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)									

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			居住者が空室を有する場合は、居住者の人数が基準に満たない場合	居住者の人数が基準に満たない場合	身体拘束防止未実施減算	避難者虐待防止未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		要介護2 (15,370 単位)										
		要介護3 (22,569 単位)										
		要介護4 (24,677 単位)										
		要介護5 (27,209 単位)										
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (8,429 単位)										
		要介護2 (13,849 単位)										
		要介護3 (20,144 単位)										
		要介護4 (22,233 単位)										
		要介護5 (24,516 単位)										
ロ 定期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)											
	要介護2 (640 単位)											
	要介護3 (709 単位)											
	要介護4 (777 単位)											
	要介護5 (843 単位)											
ハ 認知加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)		(1月につき 920単位を加算)									
	(2) 認知症加算(Ⅱ)		(1月につき 690単位を加算)									
	(3) 認知症加算(Ⅲ)		(1月につき 760単位を加算)									
	(4) 認知症加算(Ⅳ)		(1月につき 480単位を加算)									
ホ 認知症行動・心健状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7台限を超過))									
ヘ 要介護認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)									
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)		(1月につき 900単位を加算)									
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)		(1月につき 700単位を加算)									
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)		(1月につき 480単位を加算)									
チ 要介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)									
リ 認知症強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)									
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)		(1月につき 1,200単位を加算)									
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 800単位を加算)									
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)									
ヲ 日誌・家畜スケーリング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 20単位を加算(6月に1回を超過))									
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
カ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		(1月につき 100単位を加算)									
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		(1月につき 10単位を加算)									
ヨ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 760単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 360単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 17単位を加算)									
エ 介護職員等処遇改善加算	21) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき、定率乗数×149/1,000)									
	22) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき、定率乗数×146/1,000)									
	23) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき、定率乗数×136/1,000)									
	24) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき、定率乗数×106/1,000)									
	5. 介護職員等処遇改善加算	25) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)の介護職員等処遇改善加算(V1)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(二)の介護職員等処遇改善加算(V2)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(三)の介護職員等処遇改善加算(V3)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(四)の介護職員等処遇改善加算(V4)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(五)の介護職員等処遇改善加算(V5)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(六)の介護職員等処遇改善加算(V6)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(七)の介護職員等処遇改善加算(V7)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(八)の介護職員等処遇改善加算(V8)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(九)の介護職員等処遇改善加算(V9)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(十)の介護職員等処遇改善加算(V10)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(十一)の介護職員等処遇改善加算(V11)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
			(十二)の介護職員等処遇改善加算(V12)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)								
	(十三)の介護職員等処遇改善加算(V13)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)										
	(十四)の介護職員等処遇改善加算(V14)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)										
	(十五)の介護職員等処遇改善加算(V15)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)										
	(十六)の介護職員等処遇改善加算(V16)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)										
	(十七)の介護職員等処遇改善加算(V17)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)										
	(十八)の介護職員等処遇改善加算(V18)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)										
	(十九)の介護職員等処遇改善加算(V19)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)										
	(二十)の介護職員等処遇改善加算(V20)	(1月につき、定率乗数×92/1,000)										

※ 認定額は、(イ)から(ロ)までを併せて算定する。

※ (1) 「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「認知症強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度基準額の算定の原、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)は、令和7年3月31日までの期間適用しない。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注				
			人数を1人削減の取組が実施された場合	利用者の数が利用可能な定員に満たない場合	介護従事者の数が標準に満たない場合	身体拘束薬の使用回数	事業者長給与に算入される回数	業務継続計画の実施回数	ユニット交代時に行われる介護士の人数を2人以上とする場合	認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費(Ⅲ)	認知症対応型共同生活介護費(Ⅳ)	
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (755 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (524 単位) 要介護4 (841 単位) 要介護5 (855 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +120単位	
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (755 単位) 要介護2 (755 単位) 要介護3 (812 単位) 要介護4 (825 単位) 要介護5 (845 単位)												
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (755 単位) 要介護2 (857 単位) 要介護3 (854 単位) 要介護4 (870 単位) 要介護5 (887 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +200単位 (付加費を 減算)	
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (755 単位) 要介護2 (817 単位) 要介護3 (841 単位) 要介護4 (855 単位) 要介護5 (874 単位)												
注 入院調整費			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に5日を限度として併せて算定する(1日につき246単位を算定)											
注 要介護1介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を算定)												
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を算定)												
	(3) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 880単位を算定)												
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を算定)												
ハ 認知加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を算定)											
ニ 認知症対応型共同生活介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症対応型共同生活介護加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位を算定)												
	(2) 上記以外の認知症対応型共同生活介護加算(Ⅱ)	(1日につき 40単位を算定)												
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)(イ)	(1日につき 57単位を算定)												
	(2) 医療連携体制加算(Ⅰ)(ロ)	(1日につき 47単位を算定)												
	(3) 医療連携体制加算(Ⅰ)(ハ)	(1日につき 37単位を算定)												
	(4) 医療連携体制加算(Ⅰ)(ニ)	(1日につき 5単位を算定)												
ヘ 認知症対応型共同生活介護加算(Ⅱ) (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を算定)											
ト 認知症対応型共同生活介護加算(Ⅲ) (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を算定(利用者1人につき1回を限度))											
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を算定)												
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を算定)												
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を算定)												
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を算定)												
ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を算定)												
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を算定)												
ル 介護管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を算定)											
ヲ 認知症管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を算定)											
ワ 認知症対応型共同生活介護加算(Ⅳ) (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を算定(6月に1回を限度))											
チ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を算定)											
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を算定)												
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を算定)												
ヨ 新興感染症等施設整備費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)														
シ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を算定)												
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を算定)												
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を算定)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 16単位を算定)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 8単位を算定)												
ツ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1日につき 180単位を算定)												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1日につき 175単位を算定)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1日につき 155単位を算定)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1日につき 195単位を算定)												
	カ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(イ)	(1日につき 183単位を算定)											
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(ロ)	(1日につき 183単位を算定)											
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(ハ)	(1日につき 155単位を算定)											
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(ニ)	(1日につき 155単位を算定)											
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(イ)	(1日につき 145単位を算定)											
		(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(ロ)	(1日につき 145単位を算定)											
		(7) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(ハ)	(1日につき 125単位を算定)											
		(8) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(ニ)	(1日につき 125単位を算定)											
		(9) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(イ)	(1日につき 119単位を算定)											
		(10) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(ロ)	(1日につき 119単位を算定)											
	キ 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)(イ)	(1日につき 89単位を算定)											
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)(ロ)	(1日につき 89単位を算定)											
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)(ハ)	(1日につき 65単位を算定)											
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)(ニ)	(1日につき 65単位を算定)											
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)(イ)	(1日につき 69単位を算定)											
		(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)(ロ)	(1日につき 69単位を算定)											

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に相当する役割を担っている場合は、1日に行っている場合

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給標準額に含まれる。
 ※ 身体拘束薬使用未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未実施減算については、継続的な予防及び早期発見のための事務の健康及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(イ)～(Ⅴ)(ロ)は、令和7年3月31日まで適用する。

6 地域産業型特定技能入国者が在留期間

募集部分		①	②	③	④	⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩												
募集部分		① 地域産業型特定技能入国者1号1号の募集	② 地域産業型1号2号の募集	③ 地域産業型1号3号の募集	④ 地域産業型1号4号の募集	⑤ 地域産業型1号5号の募集	⑥ 地域産業型1号6号の募集	⑦ 地域産業型1号7号の募集	⑧ 地域産業型1号8号の募集	⑨ 地域産業型1号9号の募集	⑩ 地域産業型1号10号の募集	⑪ 地域産業型1号11号の募集	⑫ 地域産業型1号12号の募集	⑬ 地域産業型1号13号の募集	⑭ 地域産業型1号14号の募集	⑮ 地域産業型1号15号の募集	⑯ 地域産業型1号16号の募集											
イ	募集期間1 (516 単位)	10/100	-	1/100	-	5/100	1日につき+30単位	1日につき+22単位	1日につき+100単位 かつ1日につき 100単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位											
	募集期間2 (614 単位)																	1日につき+30単位	1日につき+22単位	1日につき+100単位 かつ1日につき 100単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位
	募集期間3 (685 単位)																											
	募集期間4 (750 単位)																											
募集期間5 (820 単位)																												
ロ	募集期間1 (516 単位)	10/100	-	1/100	-	5/100	1日につき+30単位	1日につき+22単位	1日につき+100単位 かつ1日につき 100単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位											
	募集期間2 (614 単位)																	1日につき+30単位	1日につき+22単位	1日につき+100単位 かつ1日につき 100単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位	1日につき+20単位
	募集期間3 (685 単位)																											
	募集期間4 (750 単位)																											
募集期間5 (820 単位)																												

A 地域産業型特定技能1号2号3号4号5号6号7号8号9号10号11号12号13号14号15号16号17号18号19号20号		①日につき②単位を追加	
二 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳
	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳
	(3) 募集期間の内訳	(3) 募集期間の内訳	(3) 募集期間の内訳
	(4) 募集期間の内訳	(4) 募集期間の内訳	(4) 募集期間の内訳
三 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳
	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳
	(3) 募集期間の内訳	(3) 募集期間の内訳	(3) 募集期間の内訳
	(4) 募集期間の内訳	(4) 募集期間の内訳	(4) 募集期間の内訳
四 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳
	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳
五 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳
	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳
六 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳
	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳
七 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳
	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳
八 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳
	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳
九 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳
	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳
十 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳	(1) 募集期間の内訳
	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳	(2) 募集期間の内訳

募集期間1 (516 単位)	募集期間2 (614 単位)	募集期間3 (685 単位)	募集期間4 (750 単位)	募集期間5 (820 単位)	募集期間6 (900 単位)	募集期間7 (980 単位)	募集期間8 (1060 単位)	募集期間9 (1140 単位)	募集期間10 (1220 単位)	募集期間11 (1300 単位)	募集期間12 (1380 単位)	募集期間13 (1460 単位)	募集期間14 (1540 単位)	募集期間15 (1620 単位)	募集期間16 (1700 単位)	募集期間17 (1780 単位)	募集期間18 (1860 単位)	募集期間19 (1940 単位)	募集期間20 (2020 単位)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

* 地域産業型特定技能入国者1号2号3号4号5号6号7号8号9号10号11号12号13号14号15号16号17号18号19号20号の募集は、必ず労働基準法を申請しなくてはならない。
* 労働基準法を申請しない募集については、労働基準法を申請しない募集である。
* 募集期間が1号2号3号4号5号6号7号8号9号10号11号12号13号14号15号16号17号18号19号20号の募集については、必ず労働基準法を申請しなくてはならない。
* 労働基準法を申請しない募集については、労働基準法を申請しない募集である。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が施設定員を超える場合又は 取業者の員数が基準に満たない場合	身体障害者未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護費	中山間地域等に所在する小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100	
	要支援1 (3,450 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合									
	要支援2 (6,972 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (3,109 単位)									
	要支援2 (6,281 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	1日につき 30単位を加算									
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)									
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)									
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 30単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 250単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 25単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 21単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
ラ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +標準単価×149/1000)							
		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +標準単価×146/1000)						
		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +標準単価×134/1000)						
		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +標準単価×109/1000)						
		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +標準単価×132/1000)						
		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(17) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(18) 介護職員等処遇改善加算(ⅱ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(19) 介護職員等処遇改善加算(ⅲ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(20) 介護職員等処遇改善加算(ⅴ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(21) 介護職員等処遇改善加算(ⅵ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(22) 介護職員等処遇改善加算(ⅶ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(23) 介護職員等処遇改善加算(ⅷ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(24) 介護職員等処遇改善加算(ⅸ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(25) 介護職員等処遇改善加算(ⅹ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(26) 介護職員等処遇改善加算(ⅺ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(27) 介護職員等処遇改善加算(ⅻ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(28) 介護職員等処遇改善加算(ⅼ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(29) 介護職員等処遇改善加算(ⅽ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(30) 介護職員等処遇改善加算(ⅾ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(31) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(32) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(33) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(34) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(35) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(36) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(37) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(38) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(39) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(40) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(41) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(42) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(43) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(44) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(45) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(46) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(47) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(48) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(49) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						
		(50) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)		(1月につき +標準単価×129/1000)						

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等に所在する小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額算定の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 「介護職員等処遇改善加算(V)」については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		活動を行う職員 の勤務時間基 準を定めない 場合	利用者の数が 利用定数を超 える場合	介護従業者の 人数が定数に 満たない場合	身体拘束禁止 未実施加算	高齢者虐待防 止措置未実施 加算	業務継続計画 未策定加算	3ユニットで夜 勤を行う職員の 員数を2人以上 とする場合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動心 理症状緊急対 処加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日数を 超後)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日数を 超後)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)										
注 入脱時費用		利用者が病院又は診療所への入退を要した場合、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)										
ニ 遠隔情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)		(250単位を加算)										
ホ 遠隔情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)									
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)									
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)									
		(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)									
チ 生活機能向上支援加算		(1) 生活機能向上支援加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
		(2) 生活機能向上支援加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)									
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 130単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔ケア連携メニュー加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算		(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)									
		(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)									
カ 新興感染症等施設感染対策		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算		(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
		(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
タ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)									
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)									
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)									
ホ 介護職員等処遇改善加算		(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位×189/1000)									
		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1日につき 100単位×178/1000)									
		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1日につき 100単位×165/1000)									
		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位×125/1000)									
		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1日につき 100単位×183/1000)									
		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	(1日につき 100単位×169/1000)									
		(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)	(1日につき 100単位×156/1000)									
		(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(19) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(20) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(21) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(22) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(23) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(24) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(25) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(26) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(27) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(28) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(29) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(30) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(31) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(32) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(33) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(34) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(35) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(36) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(37) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(38) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(39) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(40) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(41) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(42) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(43) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(44) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(45) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(46) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(47) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(48) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(49) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(50) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(51) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(52) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(53) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(54) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(55) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(56) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(57) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(58) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(59) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(60) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(61) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(62) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(63) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(64) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(65) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(66) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(67) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(68) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(69) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(70) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(71) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(72) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(73) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(74) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(75) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(76) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(77) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(78) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(79) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(80) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(81) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(82) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(83) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(84) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(85) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(86) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(87) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(88) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(89) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(90) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(91) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(92) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(93) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(94) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(95) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(96) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(97) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(98) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(99) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									
		(100) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 100単位×148/1000)									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 身体拘束禁止未実施加算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅷ)については、令和7年3月31日までは適用しない。